⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成21年度以降に、次の㋐の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次の㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　水田の区画整理、水田のほ場整備のいずれかで整地工を含む工事で単一工事での施工実績が30ha以上の施工実績を有すること。

㋑　水田の区画整理、水田のほ場整備のいずれかで整地工を含む工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、旭川開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成21年度以降に、上記⑸イ㋐に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑸イ㋑に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、①工事は愛別農地整備事業　中愛別工区区画整理工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体、②工事は愛別農地整備事業　愛別工区区画整理工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体、③工事は旭東農地整備事業　聖台東神楽南工区区画整理工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局旭川開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局旭川開発建設部契約課

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和６年12月６日

支出負担行為担当官

出入国在留管理庁次長　杉山　徳明

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　購入特定役務及び数量　福岡空港における出入国在留管理庁・税関共同キオスクの設置等　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和６年12月26日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8973 東京都千代田区霞が関１－１－１　出入国在留管理庁総務課システム予算係　電話03―3592―7516

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和６年12月６日から令和６年12月26日まで

⑵　交付場所　調達ポータル及び上記２⑵にて配布する。

４　仕様書案の説明会　実施しない。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Installation of KIOSK at Fukuoka airport, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　26 December, 2024

⑷　Contact point for the notice : Budget Unit related to Information Systems, General Affairs Division, Immigration Services Agency 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8973 Japan. TEL 03―3592―7516

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和６年12月６日

外務省大臣官房会計課長　菅原　清行

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第159号（№159）

ただし、令和７年度予算成立を条件とする。

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　借入物品及び数量　領事業務情報システム（次期統合プラットフォーム機器・基本ソフトウェア等の賃貸借・保守）一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和６年12月26日午後５時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省領事局領事デジタル化推進室　村田　雅樹　電話03―3580―3311内線9775

Email：ryoji-syskai@mofa.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和６年12月６日から令和６年12月25日午後５時00分

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。